

## 令和8年度未来のトップアスリート発掘育成事業業務委託 仕様書

### 1. 委託業務名

令和8年度未来のトップアスリート発掘育成事業業務委託

### 2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

### 3. 事業目的

令和13年に奈良県で開催する第85回国民スポーツ大会・第30回全国パラスポーツ大会や、将来国際大会で活躍が期待できる、優れた素質を有するジュニアアスリートの発掘及び育成を行う。

### 4. 業務内容

以下に基づき、未来のトップアスリート発掘育成事業の実施にあたり必要な業務を行うこと。

#### I. スポーツ能力測定会

##### (1) 日程及び会場、対象者、参加者数

区分	日程	会場	対象者	参加者数
A	令和8年7月30日 設営 令和8年7月31日 測定会・撤収	ジェイテクト アリーナ奈良	県内在住の 未就学児（年長以上） ～小学校6年生	各日 270名
B	令和8年7月31日 設営 令和8年8月1日 測定会・撤収	大和郡山市 総合公園施設 金魚スクエア		
C	令和9年1月15日 設営 令和9年1月16日 測定会・撤収	ジェイテクト アリーナ奈良	県内在住の未就学児 （年少以上）～小学校 6年生の子ども及び その保護者	320名  （親1名に対して参加できる 児童生徒の数は推進本部と協 議の上決定するものとする）

##### (2) 参加費

無料

##### (3) スポーツ能力測定会の企画運営

###### ① スタッフの手配

参加者受付・施設内誘導・測定等の運営を円滑に行うためのスタッフを必要人数手配すること。

###### ② 測定機器の手配・設営

業務に必要な機材を手配し、設営を行うこと。

③ 測定の実施

参加者の運動に係る技能・能力の測定のための項目を複数種目用意し、実施すること。

④ 結果のフィードバック

測定した結果を即時集計し、全種目測定終了後速やかに参加者にフィードバックすること。

⑤ アンケートの実施

測定終了後、参加者に対してアンケートを実施すること。実施したアンケートについては集計し、その結果を推進本部へ提出すること。

⑥ 撤収

手配した物品等については、業務終了次第早急に撤去すること。

⑦ 結果通知及び情報提供

区分 A、B について、測定結果をもとに推進本部で選定したジュニアアスリート育成プログラム 4 期生の選抜候補者へ連絡を行うこと。

また、区分 A、B、C について、希望があった参加者に対しては、推進本部が提供する情報等（例 居住地のスポーツ少年団等に関する情報）を周知すること。

⑧ その他

推進本部が手配する測定会当日の医師（各日 1 名）について昼食を準備すること。

（4）広報の企画及び実施

スポーツ能力測定会の実施が対象学年の幼児・児童・生徒及びその保護者に広く伝わるように広報を企画し、実施すること。なお、企画内容は推進本部と調整のうえ実施すること。

（5）応募者受付及び参加者の選定

応募者受付及び応募者が定員を超過した際の参加者の選定、当選者及び落選者への連絡を行う。なお、参加者の選定については、推進本部と調整のうえ実施すること。

（6）報告書の作成

スポーツ能力測定会の様子を撮影した写真及びアンケート結果を含む実績が記録された報告書を作成すること。報告書は、業務完了後速やかに一部カラー印刷したものに加え、データでも提出すること。

それと別に参加者の測定結果の一覧を作成し、各日のスポーツ能力測定会が終了後 1 ヶ月以内にデータで推進本部へ提出すること。

## Ⅱ. ジュニアアスリート育成プログラム・プレ育成プログラム

### (1) 対象者

#### ① ジュニアアスリート育成プログラム（以下、「育成プログラム」という。）

令和7年度スポーツ能力測定会により選考された運動能力の高い小学生 87名

- ・アスリートコース：小学5～6年生 55名
- ・ネクストコース：小学3～4年生 32名

#### ② プレ育成プログラム

令和8年度スポーツ能力測定会により選考される運動能力の高い小学生 60名程度

- ・アスリートコース候補者：小学4年生 30名程度
- ・ネクストコース候補者：小学2～3年生 30名程度

### (2) 日程及びトレーニング実施時間、会場

	日程	トレーニング実施時間		会場
		育成プログラム	プレ育成プログラム	
1	令和8年 5月30日(土)	9:20～11:20 (実技120分)	—	大和郡山市総合公園施設 金魚スクエア
2	令和8年 6月27日(土)	9:20～11:20 (実技120分)	—	ジェイテクトアリーナ奈良 (奈良県立橿原公苑第1体育館)
3	令和8年 7月18日(土)	9:20～11:20 (実技120分)	—	ジェイテクトアリーナ奈良 (奈良県立橿原公苑第1体育館)
4	令和8年 8月22日(土)	9:20～11:20 (実技120分)	—	ジェイテクトアリーナ奈良 (奈良県立橿原公苑第1体育館)
5	令和8年 9月26日(土)	9:20～11:20 (実技120分)	—	奈良市西部生涯 スポーツセンター
6	令和8年 10月24日(土)	9:20～11:20 (実技120分)	—	大和郡山市総合公園施設 金魚スクエア
7	令和8年 11月14日(土)	9:00～10:25 (実技85分)	13:00～15:00 (実技120分)	大和郡山市総合公園施設 金魚スクエア
8	令和8年 12月19日(土)	9:20～11:20 (実技120分)	—	大和郡山市総合公園施設 金魚スクエア
9	令和9年 1月23日(土)	9:20～11:20 (実技120分)	—	大和郡山市総合公園施設 金魚スクエア
10	令和9年 2月20日(土)	9:20～11:20 (実技120分)	13:00～15:00 (実技120分)	大和郡山市総合公園施設 金魚スクエア
11	令和9年 3月13日(土)	9:00～10:25 (実技85分)	—	大和郡山市総合公園施設 金魚スクエア

※トレーニング実施時間について、育成プログラムは8:30～12:00の間、プレ育成プログラムは13:00～17:00の間で変更の可能性があるため、契約後、推進本部と調整すること。また、準備・片付についても同時間内で実施すること。

※育成プログラム及びプレ育成プログラムともにアスリートコース、ネクストコースは同時に実施すること。

※7回目(11月)は育成プログラム終了後に推進本部において特別講座及び実技を実施。

※11回目(3月)は育成プログラム終了後に推進本部において育成プログラム閉講式を実施。

### (3) 育成プログラムの企画運営

#### ① トレーニングメニューの作成及び実施

- ・対象者の発育発達の特徴に合わせて、将来あらゆる競技を行う上で土台となる基礎的な運動能力を向上させるための効果的な育成トレーニングメニューをⅡ（2）日程及びトレーニング実施時間、会場 に示すとおり、育成プログラム全11回分、プレ育成プログラム全2回分作成及び実施すること。
- ・育成プログラムについては、年間のトレーニングを受けて参加者の成長がわかるよう、5月及び1月に能力測定を実施すること。なお、能力測定は、各月のトレーニング実施時間内にトレーニングと併せて行うこと。
- ・令和7年度ジュニアアスリート育成プログラムの実施内容と同一プログラムとならないようにすること。
- ・各回終了後、次回トレーニングまでの間に参加者が自宅でも継続してトレーニングを実施できるよう各回具体的な課題を課すこと。また、実施有無が判断できる形とすること。課題については、トレーニング当日ではなく、後日動画配信も可とする。（ただし、動画配信の環境設備も本業務に含む）
- ・各回終了後にアンケートを実施すること。実施したアンケートについては集計し、その結果を推進本部へ提出すること。
- ・育成プログラム参加者の保護者に対して7回目（11月実施）終了後にアンケートを実施すること。実施したアンケートについては集計し、その結果を推進本部へ提出すること。

#### ② スタッフの手配

参加者受付・施設内誘導・アンケートの実施・参加者の課題の実施確認・トレーニングの運営等を円滑に行うためのスタッフ及びコーチを必要人数手配すること。

#### ③ トレーニング等に使用する物品の手配

業務に必要な物品を手配すること。

#### ④ 撤収

本業務で手配した物品等については、各回終了次第早急に撤去すること。

また、会場使用後の清掃作業を受託者が選定した参加者とともに実施すること。なお、清掃作業を実施する参加者については、できる限り回数に偏りが発生しないよう選定すること。

### (4) 報告書の作成

各回トレーニングの様子を撮影した写真及びアンケート結果を含む実績が記録された報告書を作成すること。報告書は、事業完了後速やかに一部カラー印刷したものに加え、電子データでも提出すること。

## 5. 業務上の注意事項

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨に準じて、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。  
ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規

定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

- イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (作業責任者の届出)

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### (取得の制限)

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

### (秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

### (再委託)

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(受渡し)

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面(参考様式5)を提出しなければならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「発注者」を、「乙」は「受注者」をいう。

## 情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

### 記

#### （認定・認証制度の適用）

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。第三者認証を取得していない場合は、それに準じた取り扱いをすること。

#### （情報へのアクセス範囲等）

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）。

#### （再委託先の情報セキュリティ）

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること。

#### （情報セキュリティ事故発生時の対応）

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

#### （電子メール利用時の遵守事項）

第5 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること。

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること。

#### （郵便等利用時の遵守事項）

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

#### （コンピュータウイルス等の不正プログラム対策）

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つ

こと。

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。

(サービスの設定)

第 12 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること。